

第3回 草津市勤労者福祉基本方針策定委員会 会議録

■日時：

令和2年1月27日（月）9時30分～10時45分

■場所：

草津市役所 4階 行政委員会室

■出席委員：

佐藤委員長、岡林副委員長、左寄委員、高城委員、高橋委員、田中委員、堀委員、三浦委員

■欠席委員：

なし

■事務局：

環境経済部 藤田部長、岡田副部長

商工観光労政課 井上課長、加藤課長補佐、河原課長補佐、河上主任

■傍聴者：

なし

1. 開会

【藤田部長】

本日は、御多用の中、第3回草津市勤労者福祉基本方針策定委員会に御出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日第3回の委員会となりますが、今日までの間、第1回・第2回の委員会での審議いただきまして、その後、市役所内部、また市議会への中間報告を行っておりまして、その際の意見等も踏まえた形で本日の改訂案を作成致しました。

後ほど、具体的な内容の説明をさせていただきますが、前回に引き続き、活発な御議論をお願い致しまして、はなはだ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

2. 審議

(1) 草津市勤労者福祉基本方針の改訂案について

【事務局】

<資料1～2について説明>

【委員】

企業等の意識改革だけでなく、実践するまでが重要である。特に、勤労者の人権（長時間労働の是正や過労死防止）を守ること、また公正さ（フェアネス）の2点は重要と考える。企業等の意識改革が行われ、実際に実践されれば、結果的にそのことが企業にとってもプラスになり、生産性の向上や経費削減にもつながるものであるということを記載できていれば良いと思う。

【事務局】

本方針は「勤労者福祉」に視点をおいた内容となっているが、本方針に基づいて取組を実践することで、企業にとってもプラスになるということは発信していきたいと考えている。

【委員長】

今後、本方針を周知していく上では、その辺りを強調しておく方が企業等には理解しやすいのではないかと考える。

【委員】

資料2の12ページに「社会的評価の向上」という表現があるが、この文言は良いと思う。

多くの企業で従業員の採用をされる場面で苦勞されている。企業自身も、受動喫煙対策など、自身で取り組んでおられる企業もある。そういった中で、行政の取組が「啓発」に留まるのではなく、一歩踏み込んだ「支援」になると、より強調されるのではないかとと思う。

【委員長】

例えば、具体的にどのようなことが考えられるのか。

【委員】

難しいところではあるが、商工会議所では企業に対して声かけをしている。企業に実践してもらおうとすると、何らかの支援が必要になるのではないかとと思われる。

【委員】

外国人労働者を対象にした語学支援などはどうか。

【事務局】

草津市の事業として実施していないが、草津市国際交流協会（K I F A）において日本語教室などは実施されている。

【委員】

事業所内保育などはどうか。市役所では実施されていないのか。

【事務局】

市役所では実施していない。

【委員長】

意見のあった外国人労働者のための語学支援や働き世代に対する子育て支援については、「勤労者福祉」のみにとどまる話ではないため、市の総合的な施策を検討する中で議論すべきものであると考える。

先ほど企業への支援という視点での意見があったが、企業の立場としては、この基本方針を読まれてどのように感じられたか。

【委員】

前回の会議でも意見させていただいていたが、子育てなど家庭と仕事の両立支援だけでなく、勤労者自身の仕事と治療の両立支援も重要であると考えている。今後ますます、少子高齢化が進展する中、働く意欲があっても働けない方に対する支援は大切であり、今回の改訂案にはその点を記載いただいているので良いものになったと思う。

9ページ「○高齢者」に関する記載で、「各種制度の普及促進に努めます」とあるが、どのような制度があるのか。

【事務局】

草津市シルバー人材センターの案内や仕事に直結するものだけではないが、社会貢献の一環としてボランティアや介護予防サポーターなど、これまでの経験や知識を活かせるような制度などがある。

【委員】

1ページと12ページに「平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行されたことにより、…」とあるが、今後も施行されるものであるため、現在進行形での表現に見直した方が良い。また、「公共職業安定所」と「草津公共職業安定所」の統一など、もう少し体裁等の見直しが必要な箇所がいくつかある。

あと、10ページ「○外国人」に「・公共職業安定所や労働基準監督署等の関係機関と連携を図りながら、外国人が安心して働ける環境づくりに向けた周知啓発に努めます。」とあるが、労働基準監督署の役割は「指導」して労働環境の改善を求めるものであるため、「周知啓発」という表現に少し違和感がある。この点については持ち帰り一度確認しておく。

【委員】

市民の立場での意見として、現在の基本方針から文章全体のボリュームや表現が見直されたことで、読みやすく、親しみやすい表現になり、多くの人に知ってもらうという意味でも良くなった。今回、公募委員として委員会に参加するまで、目にする機会はあったかもしれないが、基本方針の存在を知らなかった。私のように知らない人に手に取って読んでもらうことを考えると良くなったと思う。

【委員長】

まずは、多くの人にこの基本方針の存在を知ってもらうことが大切であり、その点が改訂後の基本方針の運用にあたっての課題になると思う。

【委員】

勤労者にとって働きやすい環境づくりは大切なことであるが、実際には職場でハラスメントを受けたことを人に相談できないまま自分で抱え込んでしまい、休んで初めて発覚するケースもある。企業がやるべきこととして、私の会社では社会保険労務士にお願いし、一定以上の役職の者を対象に勉強会を実施しているが、それができない企業に対してはどのような周知していくことができるのだろうかと思う。上司が部下に指導する際、本人にはそのつもりはなくても、人によっては厳しく怒られているように感じる場合もあるので、細かい部分ではあるがそういった部分の勉強も必要なだろうと思う。

【副委員長】

基本方針という性質上、あまり具体的な内容を記載していくことは難しいと思う。第1回委員会でこの基本方針の目的を質問した際に、縦割り傾向にある行政の取組に一本筋を通し、施策を実施する上での拠り所とのことであったが、企業や市民からすると、困った際の相談先など、どこに問い合わせをすればよいのか分かりにくいのではないかと思うので、市のホームページや広報くさつなどで工夫できればと思う。

【委員長】

8ページの「○相談窓口・周知啓発」に、「・人権侵害やハラスメントに対する相談窓口を設置し、各種相談に応じます。」とあるが、市役所内部に設置されるのか。

【事務局】

女性に関する内容であれば男女共同参画課、人権に関する内容であれば人権センターにそれぞれ相談員を配置しており、相談窓口があることについては市ホームページ等で周知してはいます。

【委員長】

相談窓口に相談される方はどのような方を想定されているのか。実際に人権侵害等の被害にあった方か、それとも企業内の人権相談担当者からの相談か。

【委員】

まずは市役所から企業に対して人権に関する勉強会等を実施されるように周知することで、そこから各従業員が市の取組を知ることができるようになるのではないか。

【事務局】

市としては、常時雇用されている従業員が10人以上の事業所に対しては事業所内人権啓発担当者を設置いただくよう依頼しており、現在多くの事業所において対応いただいております。毎年7月頃には事業所内人権啓発担当者を訪問し、事業所内における人権問題やハラスメントに関する研修等の実施状況の聞き取りを行っている。先ほどおっしゃられたとおり、事案が発生した事業所内で対応できるようにするためには、人権やハラスメントに関する正しい理解が必要になるので、草津商工会議所などの関係機関とも協力し、周知啓発に努めている。その他、市内の企業で構成される「草津市企業同和教育推進協議会」を立ち上げていただいております。年に数回、企業のオーナーや管理職など、様々な方を対象にした研修会等を実施いただいております。今後もこのような取組を継続していきたいと考えています。

【委員】

滋賀労働局においても、人権やハラスメントに関する相談窓口がある。また、2月には事業者を対象にしたハラスメント防止対策等に関する説明会を実施する予定をしている。

【委員】

従業員の小さな変化に気づくといったことは、従業員同士だからこそできることだと思う。また、従業員個人では難しくても、組合であれば企業と対等に話ができるので、そうした際に組合としても寄り添いながら対応していきたいと考えています。

【委員】

基本方針内の文章の体裁として、見出しの強調や空白部分を詰めるなど、もう少し全体的に見やすくしてもらえると良いと思う。あと、「基本理念」について、もう少し説明を足しても良いかと思うがどうか。

【委員長】

基本理念は、最初に読んでいただきたい部分になるため、あまり文章を書きすぎるよりも端的に分かりやすく読みやすいものであることが重要である。

【委員】

9ページに多様な主体が活躍できる環境づくりについて記載されているが、企業にその役割があることを促すような文面があった方が良いのではないか。

【委員長】

今の意見は、働く場所の提供や環境を整えるのは企業の役目である前提での意見か。

【委員】

そのとおり。企業の役目であるというメッセージを11ページに記載されているが、この記載のみで伝わるかが少し気になる。

【委員長】

意見の趣旨は改訂案に記載されているかと思うが、基本方針全体の組み立てや文章のバランスを見た上で、事務局と調整をさせていただく。

【副委員長】

5ページにある「子育てや介護・看護も含めて、家庭において固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、…」とあるが、文章を読んでいて少し分かりにくい。

【事務局】

検討させていただく。

【委員長】

本日の意見については、私の方でお預かりし、事務局と最終調整をさせていただくが、内容について一任いただけるか。

【各委員】

委員長に一任する。

【委員長】

それでは、責任をもって事務局と調整し、市長への答申をさせていただく。

3. 閉会

以上。